

報告第8号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和 6 年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

目 次

令和6年度事業報告書

I	はじめに	-----	1
II	事業の概要	-----	2
III	事業実績	-----	4
IV	事業報告の附属明細書	-----	1 2
	参考資料	-----	1 3

令和6年度理事会・評議員会開催状況

I	理事会開催状況	-----	2 5
	役員名簿	-----	2 6
II	評議員会開催状況	-----	2 7
	評議員名簿	-----	2 8

令和6年度決算書

	貸借対照表	-----	2 9
	正味財産増減計算書	-----	3 3
	正味財産増減計算書内訳表	-----	3 7
	財務諸表に対する注記	-----	4 1
	附属明細書	-----	4 5
	財産目録	-----	4 9

令和6年度監査報告書

	監査報告書	-----	5 3
--	-------	-------	-----

	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款	-----	5 5
--	-----------------------	-------	-----

令和6年度

事業報告書

I はじめに

厚生労働省東京労働局が令和6年12月に公表した「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」（令和6年6月1日時点）では、都内民間企業における障害者雇用総数は25万1,000人を超えて対前年比5.3%の増加となり、民間企業に雇用される障害者の人数は着実な伸びを示している。雇用障害者数を障害種別でみると、対前年比で身体障害者は1.7%増、知的障害者は4.4%増、精神障害者は6.0%増となっている。

また、同集計結果による民間企業の実雇用率は、対前年比0.08ポイント上昇して過去最高の2.29%となったが、法定雇用率達成企業の割合は、対前年比3.9ポイント低下の30.5%となった。これは、民間企業に義務付けられている法定雇用率が、令和6年4月からそれまでの2.3%から2.5%に引き上げられたことが影響したものと捉えられている。

当事業団では、民間企業の法定雇用率の引き上げや重度障害者等を週所定労働時間が20時間未満の短時間雇用した場合の雇用率算定など、障害者雇用における環境の充実が図られたこと等を踏まえ、令和5年度末に「ワークサポート杉並事業推進プラン」を改定し、令和6年度は事業推進プランに掲げた数値目標の達成に向けて、計画事業の着実な実施に努めてきたところである。

令和6年度の主な取組としては、重度障害者等からの就労相談の増加を踏まえ、短時間の就労や就労系障害福祉サービスへの移行を目指す「スタートアッププログラム」を新たに開始するとともに、障害者雇用の制度改正を反映した企業向けリーフレットの作成・配布や区内企業等への訪問などの職場開拓を積極的に行った。

また、就労中の利用登録者からの相談ニーズに対応するため、平日の夜間相談に加えて新たに土曜相談を実施したことをはじめ、利用者一人ひとりの障害特性やニーズに応じた就労支援・職場定着支援に取り組んだ。

さらに、ワークサポ広場や交流会等の利用者に向けた各種余暇支援事業や家族向けセミナーなどの各種普及・啓発事業を実施するとともに、区内の福祉施設等関係機関の連携強化と相互理解を図るための障害者雇用支援ネットワーク会議を運営し、障害者就労の支援スキルの向上などに取り組んだ。

そのほか、改正障害者総合支援法に基づき、令和7年10月からのサービス開始が予定されている「就労選択支援」について、実施に向けて調査・研究を行った。

Ⅱ 事業の概要

1 事業の構成

定款第4条に定める事業		実施事業 (公益目的事業)
第1号事業	障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】
第2号事業	事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援	
第3号事業	障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発	
第4号事業	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第5号事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業 就労定着支援事業 【障害福祉サービス事業】※

※ 第5号事業(就労移行支援事業、就労定着支援事業)においても、必要に応じてまたは受託事業と連携して、第1号～第4号に相当する業務を実施している。

2 実施事業

(1) 区市町村障害者就労支援事業 【受託事業】

東京都の補助事業である「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために、杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づき、区から委託を受けて事業を実施している。

《業務内容》

- ① 利用登録
- ② 就労面の支援
- ③ 生活面の支援
- ④ 地域開拓促進に係る支援
- ⑤ 職業能力、適性の評価
- ⑥ 特別支援学校等との連携
- ⑦ 地域の福祉施設等における一般就労への支援

(2) 就労移行支援事業、就労定着支援事業 【障害福祉サービス事業】

東京都の事業者指定を受け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施している。
利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として、独立採算の視点を持って事業を運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成24年4月1日	公益財団法人 杉並区障害者 雇用支援事業団	杉並区障害者 雇用支援センター
就労定着支援事業	平成30年10月1日		

3 事業推進プラン

事業団の目的を達成するための基本的な計画として、「ワークサポート杉並 事業推進プラン 令和6(2024)～令和8(2026)年度」を令和5年度に策定した。事業推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ前プランを改定したもので、計画期間中の事業の方向性と各事業項目の年次プランを示し、令和8年度までの達成指標(数値目標)を掲げている。

4 事業団の職員構成

令和7年3月31日現在

	受託事業	障害福祉 サービス事業	法人管理	合 計
事務局長(常務理事兼任)			1人	1人
常勤職員	6人	2人		8人
嘱託員	6人	2人	1人	9人
パートタイマー	2人	1人		3人
区派遣職員			2人	2人
合 計	14人	5人	4人	23人

Ⅲ 事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援（第1号事業）

事業名・取組概要		令和6年度実績	前年度実績
1 就労相談			
(1) 相談業務			
○ 就労希望や就労中の障害者等に対し、安定した職業生活を送るため、就労に関する情報提供をはじめ、日常生活面を含めた幅広い相談業務を行った。		電話等 8,108件	7,069件
		うちオンライン 183件	122件
		来所 1,480件	1,382件
		訪問等 2,433件	2,326件
○ また、就労準備の前段階として、区内の福祉施設等の利用が望ましい方には、相談者のニーズに応じて施設利用等の情報を提供した。		相談合計 12,021件	10,777件
(2) 相談体制の充実【事業推進プラン】			
○ 重度障害者や精神障害者等（以下「重度障害者等（※）」という）からの相談に対し、相談者の希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案するなど、障害の多様化に対応した相談を実施した。			
(※)重度障害者等 ①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者 ②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者 ③精神障害者（主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者） ④短時間雇用を希望する精神障害者 ⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等			
○ また、定着支援事業利用者の増加に対応するため、平日の相談時間の延長を継続実施するとともに、新たに土曜相談を実施した。			
《平日の相談時間の延長》 実施日；毎週木曜日 実施時間；19時まで		実施日数 46日 相談件数 138件 平均相談件数 2.5件	93日 289件 2.9件
《土曜相談》 実施日；毎月第2土曜日 実施時間；9～16時		実施日数 12日 相談件数 50件 平均相談件数 4.2件	— — —
2 利用者に対する就労・生活支援及び定着支援			
(1) 就労・生活支援及び定着支援の実施			
○ ハローワークや相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに、必要な生活支援を一体的に行った。		新規利用登録者数 91人	104人
		退会者数 16人	60人
		年度末の利用登録者数 1,463人	1,388人
		新規就職者数 43人	32人
○ 就職後は安定して働き続けられるよう、電話相談・面談・職場訪問等の定着支援を行った。		定着支援対象者数 816人	758人
		職場定着支援件数 7,083件	6,759件
		新規利用登録者のうち定着支援の利用登録者数 52人	49人

事業名・取組概要		令和6年度実績	前年度実績
	(2) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの協働により就職準備フェアを開催して、ハードクレーム対応と合理的配慮に関する研修を行い、障害者就労と企業による雇用の促進を支援する職員のスキル向上を図った。	実施回数 1回 参加人数 96人	1回 55人
3 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プラン】			
	○ 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施し、重度障害者等への対応の工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握した。 ○ 把握したアセスメントに基づき、仕事のマッチングや企業へのアピール、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等へつなげた。	実施人数 12人	16人
4 重度障害者等を対象とするスタートアッププログラム【事業推進プラン】			
	短時間勤務を含む就労を希望する重度障害者等を対象に、生活リズムを整えて安定した通所に繋げるとともに、障害特性に配慮した訓練プログラムを提供するなど、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら様々なプログラムを実施した。 ≪利用期間;原則6か月(最長1年間)≫	利用者数 16人 就職等ステップアップ人数 5人	— —
5 職場体験実習			
	就労を希望する福祉施設利用者等を対象に、就職への意欲の向上を図るために、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等で職場体験実習を実施した。	実施日数 91日 実習者数 24人	99日 20人
6 安心して働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援【事業推進プラン】			
	(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施 働いている精神障害者及び発達障害者を対象として、社会資源の利用方法や睡眠に関する知識などに関する講話を聞く場を設けるとともに、当事者同士による情報共有の場を提供した。 (2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施 ○ 働いている知的障害者を対象としたワクサポ広場を実施し、職場や日常生活において良かったできごとの発表やビジネスマナーの再学習などを通じて自立生活を送るためのコツを楽しく学べる場を提供した。 ≪ワクサポ広場≫ 実施日;毎月第3金曜日 ○ 働いている知的障害者を対象とした知的障害者交流会を実施して、音楽に合わせて踊ったり、ビンゴゲームを楽しんだり、当事者同士が楽しく交流できる場を提供した。	【精神障害者・発達障害者交流セミナー】 実施回数 2回 参加者数 40人 【ワクサポ広場】 実施回数 11回 参加延べ人数 365人 【知的障害者交流会】 実施回数 2回 参加者数 94人	2回 27人 24回 383人 2回 109人

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援（第2号事業）

事業名・取組概要		令和6年度実績	前年度実績
1 障害者雇用に関する情報の提供			
(1) 企業向けリーフレットの作成 企業による障害者雇用を推進するため、障害者就労支援や障害者雇用制度などの取組をわかりやすく説明したリーフレットを新たに作成し、区内企業等に配布した。	作成部数	1,000部	100部
(2) 企業からの個別相談 障害者を雇用している事業者や障害者を雇用する意向のある事業者からの相談を受け、障害者の職場定着や新規雇用に関する助言、その他の援助を行った。	相談件数	2,778件	2,362件
2 職場開拓の実施【事業推進プラン】			
○ 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する配慮事項や活用できる障害者雇用制度などを説明した。 特に令和6年度は、重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を重点的に実施した。 ○ ハローワークと連携して障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先の開拓を行った。	訪問企業数 開拓企業数	39社 4社	31社 2社
3 企業の障害者雇用を推進するための支援【事業推進プラン】			
(1) 職場見学会・説明会の実施 利用登録者や福祉施設等関係機関の利用者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設けた。	実施回数 参加者数	2回 44人	2回 44人
(2) 企業に対する訓練見学会の実施 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者と交流する場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などについて理解、共有できるよう働きかけた。	実施回数	4回	—
(3) 企業同士による情報交換会の実施 複数の企業による情報交換会を実施した。	実施回数 参加企業数	1回 2社	— —

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発（第3号事業）

事業名・取組概要		令和6年度実績	前年度実績
1 障害者就労及び障害者雇用に関する情報等の収集、研究、分析			
(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 ○ 都内の就労支援機関による連絡会に参加し、障害者の就労状況や新たに開始予定の就労選択支援事業等の障害者の就労支援に関する情報を収集した。 ○ 国の検討会議や他自治体等における施策、他の就労支援機関や障害者雇用推進企業等による支援方法に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図った。 (2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集した。	参加回数	4回	4回
	・ハローワーク障害者雇用連絡会議 ・杉並区成人期発達障害者実務担当者会 ・杉並区高次脳機能障害者関係機関連絡会 参加回数	各1回	各1回
2 障害者就労に関する情報等の提供			
(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行し、トピック的な障害者就労に関する情報提供と情報発信を行った。 (2) ホームページによる情報発信 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、内容の充実を図った。 (3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団事業の広報活動を行った。	1回あたりの発行部数 発行回数	1,300部 年4回	1,300部 年4回
	随時更新		随時更新
	・杉並区障害者週間事業 パネル展示及びスライド放映 ・特別支援学校生徒・保護者への説明会 実施回数	2回	2回
3 障害者就労に関する普及啓発			
(1) ワークサポートセミナーの実施 区民等を対象に、障害者就労や障害者雇用等をテーマとするセミナーを開催し、広く障害者就労に関する理解を深めた。 (2) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プラン】 働いている発達障害者及びその家族のための交流会を開催し、情報共有の場を提供した。 (3) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プラン】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマにした講演と家族同士の意見交換の場を提供する障害者の家族対象のセミナーを開催した。	実施回数 参加者数	1回 64人	1回 17人
	実施回数 参加者数	1回 18人	1回 18人
	実施回数 参加者数	1回 31人	1回 39人

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援（第4号事業）

事業名・取組概要	令和6年度実績	前年度実績
1 地域の関係機関との連携		
(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プラン】 ○ 障害当事者の意見を直接聞いて、支援の取組に反映するとともに、福祉施設等関係機関、相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の支援員、職員が課題を把握して解決策を共有する場として、雇用支援ネットワーク会議を開催した。 ○ 福祉施設等関係機関による事例検討や専門家による講話、企業見学などを行い、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図った。 (2) 福祉施設等関係機関との連携の促進【事業推進プラン】 福祉施設等関係機関を訪問して、重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設利用者の職場体験実習や就労支援に関する連携を進めた。 (3) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プラン】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場を開催する中で、障害者地域相談支援センター「すまいる」の職員から、働きながら使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を得られる機会を設定した。 (4) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プラン】 ○ 精神障害者一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して、保健センターとの情報共有を図り、連携を強化した。 ○ 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方や就労支援などに関して、高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化した。 (5) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プラン】 ○ 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、主治医との連携を強化した。 ○ 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害や発達障害など、様々な障害や症状を抱えた方とその家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に反映した。 (6) 特別支援学校等との連携の強化 特別支援学校への学校訪問や生徒が行う採用前の職場実習への同行などを実施し、スムーズな定着支援につなげた。	実施回数 11回 参加延べ人数 250人 実施回数 24回 実施回数 2回 ・保健センター等との連携会議 実施回数 9回 ・相談支援事業所等との連携会議 実施回数 24回 ・医療機関との相談連携会議 実施回数 3回 実施回数 2回	12回 233人 23回 1回 1回 34回 5回 7回

事業名・取組概要		令和6年度実績	前年度実績
	(7) 困難ケースへの対応力の向上 通常の体制では支援が困難なケースについて、医療機関や福祉施設関係機関等からのアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有と支援スキルの向上を図った。	実施回数 3回	1回
2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援			
	(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報提供等及び連携の促進 【事業推進プラン】 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行った。	提供回数 984回	333回
	(2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けた障害者就労に関するセミナーを開催し、支援スキルの向上を図った。	実施回数 1回 参加者数 29人	2回 39人
	(3) 事業団職員による自主研修の実施 事業団職員による自主研修を実施し、事業団職員及び福祉施設等関係機関の支援員の支援スキルの向上を図った。	実施回数 3回 参加者数 66人	8回 39人

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業名・取組概要	令和6年度実績	前年度実績
1 就労移行支援事業		
(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な受け入れ ○ 就労継続支援B型事業所や特別支援学校に対する事業説明を行う機会を設け、利用対象者の把握を行った。 ○ また、就労移行支援事業利用希望者の理解を深めるために、訓練の見学や実習の受け入れなどを随時行った。	随時実施	随時実施
(2) 訓練プログラムの実施 ○ グループミーティングや学習時間プログラム、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を通じてコミュニケーションスキルやビジネスマナーなどの職業準備性を高める訓練プログラムを実施した。 ○ それぞれの障害特性に対応した訓練を適切に実施するため、知的・精神・発達障害別のプログラムを実施した。 ○ 外部講師による講義や施設外活動等の多様な訓練プログラムを実施した。 ○ スタートアッププログラムと緊密に連携しながら、体操などの運動プログラムを提供した。 《利用期間;2年間》	利用者数 17人 平均利用者数 7.7人 就労者数 7人	21人 10.0人 6人
(3) 福祉サービス第三者評価の受審 3年ごとの福祉サービス第三者評価を受審し、事業内容の調査・点検と提供サービスの講評を受けた。	令和6年度受審	
2 就労定着支援事業		
就労移行支援事業を利用してから就職し、就職後6か月を経過した障害者を対象に、職場訪問や面談等による定着支援を行った。 《利用期間;3年間》	利用者数 9人	5人
3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営検討【事業推進プラン】		
(1) 「就労選択支援」についての調査、検討 令和7年度後半から開始が予定されている「就労選択支援」の実施に関して調査、検討を実施した。	・全国就労移行支援事業所連絡協議会 課題共有カンファレンス 参加回数 1回 ・令和6年度就労選択支援事業に向けた勉強会・情報交換会 参加回数 4回	— —
(2) 就労移行支援事業の事業運営に関する検討 就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた事業運営のあり方等に関する検討を実施した。	随時実施	随時実施

6 事業推進プランの達成指標(数値目標)

成果指標	令和6年度		令和5年度 実績
	計画	実績	
① 就職者数 ※1	60人	43人	32人
② 職場定着率 ※2	90%	90.9%	85.4%
③ 職場開拓企業数 ※3	2社	4社	2社
④ スタートアッププログラム利用者のステップアップ数 ※4	8人	5人	—
⑤ 就労移行支援事業利用者の就職率 ※5	85%	63.6%	60.0%

活動指標	令和6年度		令和5年度 実績
	計画	実績	
① 新規登録者数	100人	91人	104人
② 相談件数 ※6	11,000件	12,021件	10,777件
③ 職場開拓訪問企業数 ※7	25社	39社	31社
④ スタートアッププログラム利用者数	12人	16人	—
⑤ 就労移行支援事業平均利用者数 ※8	11.5人	7.7人	10.0人

※1 就職者数;事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率;事業団の就労定着支援の対象者で、前年度に一般企業等へ就職した者のうち、12か月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 職場開拓企業数;区内近隣で新たに雇用または体験実習を受け入れた企業等の数

※4 スタートアッププログラム利用者のステップアップ数;当該年度中にスタートアッププログラムの利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職または就労系福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)へ移行した者の人数

※5 就労移行支援事業利用者就職率;当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

※6 相談件数;電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ人数

※7 職場開拓訪問企業数;職場開拓のための訪問等(オンラインによる打ち合わせを含む)を行った区内近隣の企業等の数

※8 就労移行支援事業平均利用者数;就労移行支援事業の1日あたり平均利用者数(年間延べ出席人数/年間開所日数)

Ⅳ 事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

《参考資料》

1 就労相談

○ 相談件数

方法別内訳	今年度	前年度
電話等	8,108件	7,069件
うちオンライン	183件	122件
来 所	1,480件	1,382件
訪問等	2,433件	2,326件
合 計	12,021件	10,777件

対象者別内訳	今年度	前年度
利用者・家族	9,238件	8,415件
企業・事業所	2,783件	2,362件
合 計	12,021件	10,777件

時期別内訳	今年度	前年度
就職前	3,852件	2,978件
就職後	8,169件	7,799件
合 計	12,021件	10,777件

2 利用者に対する就労・生活支援

① 新規登録者数の状況

(単位:人)

年齢別			15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計
手帳あり	身体障害	視覚障害									0
		聴覚障害									0
		平衡機能障害									0
		音声・言語・咀嚼機能障害						1	1		2
		肢体不自由(1～3級)				1	1				2
		肢体不自由(4～7級)							1		1
		内部障害 ※1									0
		計	0	0	0	1	1	1	2	0	5
	知的障害	愛の手帳(療育手帳)1度									0
		(療育手帳)2度		1							1
		(療育手帳)3度		1							1
		(療育手帳)4度		16	1	3	1	1			22
		計	0	18	1	3	1	1	0	0	24
	精神障害	障害者手帳 1級									0
		2級			3	8	6	3	1		21
		3級		1	9	18	5	8			41
		計	0	1	12	26	11	11	1	0	62
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)	発達障害									0
		てんかん									0
		高次脳機能障害									0
		難病患者									0
		その他									0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計 ※2	0	19	13	30	13	13	3	0	91

※1 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※2 重複障害者は主な障害で分類

うち、発達障害27人、てんかん2人、高次脳機能障害2人を含む

利用経路別内訳	今年度	前年度
ハローワーク	15人	17人
東京障害者職業センター	1人	9人
特別支援学校(盲・ろう学校を含む)	18人	21人
障害福祉サービス事業所(就労移行支援事業所等)	21人	18人
行政機関(福祉事務所、保健センター等)	9人	8人
その他、医療機関等	11人	15人
直接利用	16人	16人
合 計	91人	104人

② 年度末の利用登録者数の状況

(単位;人)

（単位、人）

年齢別			15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計
手帳あり	身体障害	視覚障害		1	3	2	1	4	5		16
		聴覚障害			2	3	2	5	6		18
		平衡機能障害					1				1
		音声・言語・咀嚼機能障害				1	1	1	2		5
		肢体不自由（1～3級）		2	2	12	11	9	8		44
		肢体不自由（4～7級）			2	1	2	7	11	1	24
		内部障害 ※1				4	3	3	2		12
		計	0	3	9	23	21	29	34	1	120
	知的障害	愛の手帳（療育手帳）1度									0
		（療育手帳）2度		1	3	1					5
		（療育手帳）3度		4	26	24	19	10	2		85
		（療育手帳）4度		42	167	130	61	54	15		469
		計	0	47	196	155	80	64	17	0	559
	精神障害	障害者手帳 1級			1		1	3			5
		2級		3	19	67	89	56	25		259
		3級		2	52	171	122	117	38		502
		計	0	5	72	238	212	176	63	0	766
手帳なし	精神障害（うつ病・統合失調症など）			4	4	3	2	1		14	
	発達障害					1				1	
	てんかん									0	
	高次脳機能障害									0	
	難病患者				1			1		2	
	その他					1				1	
	計	0	0	4	5	5	2	2	0	18	
合 計 ※2			0	55	281	421	318	271	116	1	1,463

※1 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※2 重複障害者は主な障害で分類

③ 新規就職者数の状況

(単位;人)

年齢別			15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	不明	合計
手帳あり	身体障害	視覚障害									0
		聴覚障害									0
		平衡機能障害									0
		音声・言語・咀嚼機能障害									0
		肢体不自由(1～3級)									0
		肢体不自由(4～7級)									0
		内部障害 ※3									0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	愛の手帳(療育手帳) 1度									0
		(療育手帳) 2度									0
		(療育手帳) 3度			1						1
		(療育手帳) 4度		1	2	2	2				7
		計	0	1	3	2	2	0	0	0	8
	精神障害	障害者手帳 1級									0
		2級		1	1	3	7	3	1		16
		3級			3	7	5	3			18
		計	0	1	4	10	12	6	1	0	34
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)	発達障害									0
		てんかん									0
		高次脳機能障害									0
		難病患者									0
		その他					1				1
		計	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		合計 ※4	0	2	7	12	15	6	1	0	43

(単位;人)

雇用時間別			一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
手帳あり	身体障害	視覚障害				
		聴覚障害				
		平衡機能障害				
		音声・言語・咀嚼機能障害				
		肢体不自由(1～3級)				
		肢体不自由(4～7級)				
		内部障害 ※3				
		計	0	0	0	0
	知的障害	愛の手帳(療育手帳) 1度				
		(療育手帳) 2度				
		(療育手帳) 3度	1			1
		(療育手帳) 4度	4	2	1	7
		計	5	2	1	8
	精神障害	障害者手帳 1級				
		2級	12	2	2	16
		3級	14	3	1	18
		計	26	5	3	34
手帳なし	精神障害(うつ病・統合失調症など)	発達障害				
		てんかん				
		高次脳機能障害				
		難病患者				
		その他	1			1
		計	1	0	0	1
		合計 ※4	32	7	4	43

※3 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※4 重複障害者は主な障害で分類

うち、発達障害10人、てんかん2人、高次脳機能障害1人を含む

就職先の業種別内訳	人数
建設業	0
製造業	3
電気・ガス業	0
情報通信業	8
運輸業	0
卸売・小売業	4
金融・保険業	1
不動産業	1
飲食店・宿泊業	4
医療・福祉	3
教育・学習支援	1
特例子会社	4
その他 国都区・障害者採用選考	9
サービス業 都チャレンジ雇用	0
清掃・保守請負関係	3
その他	2
合 計	43

就職先の業務内訳	人数
事務・事務補助	27
人事採用業務	1
データオペレーション	1
CAD	1
書籍の校正	1
メルカリへの出品作業、動画作成	1
軽作業	1
倉庫内でのピッキング	1
販 売	1
清 掃	2
食器洗浄・調理補助	2
ピザ生地成型・食材補充	2
水耕栽培	2
合 計	43

就職先の企業規模内訳	人数
大企業	34
中小企業 ※5	8
就労継続支援A型事業所	1
合 計	43

※5 中小企業は、従業員数300人以下の企業

③ 退職者数の状況

(単位;人)

就労期間別	6か月未満 ※6	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
身体障害						0
知的障害		3		3	9	15
精神障害	5	1	5	3	13	27
手帳なし等						0
合 計	5	4	5	6	22	42

※6 半年勤務で終了した者は6か月未満とカウント

(単位;人)

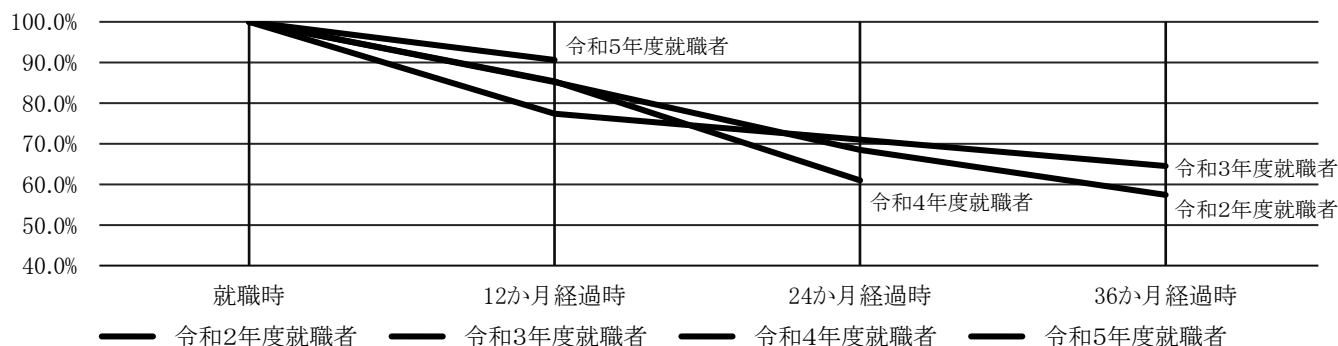
退職理由別	障害・病気 のため	労働条件が 合わない	業務遂行上の 課題あり	人間関係の 悪化	職場以外の 要因
身体障害					
知的障害	6	3	1	1	1
精神障害	8	2	2		
手帳なし等					
合 計 ※7	14	5	3	1	1

退職理由別	労働意欲に 課題あり	キャリアアップ のため	基本的労働 習慣に課題あり	その他	不 明	合 計
身体障害						0
知的障害		2		1		15
精神障害	1	7	1	6		27
手帳なし等						0
合 計 ※7	1	9	1	7	0	42

※7 うち発達障害8人、てんかん1人を含む
また、退職者のうち8人が再就職

④ 事業年度における職場定着率の状況

	当初就職者数		12か月経過時	24か月経過時	36か月経過時
令和2年度就職者	54人	就職継続者数 職場定着率	46人 85.2%	37人 68.5%	31人 57.4%
令和3年度就職者	31人	就職継続者数 職場定着率	24人 77.4%	22人 71.0%	20人 64.5%
令和4年度就職者	41人	就職継続者数 職場定着率	35人 85.4%	25人 61.0%	— —
令和5年度就職者	32人	就職継続者数 職場定着率	29人 90.6%	— —	— —



⑤ 就職準備フェア

主 催	杉並区障害者雇用支援事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センター
協 賛	杉並区、新宿区、中野区
実施日	令和6年12月12日(木)
実施場所	東京新卒応援ハローワーク 出会いのフロア
内 容	支援者向けスキルアップ研修～ハードクレーム対応と合理的配慮について～
参加人数	96人

3 スタートアッププログラム

○ スタートアッププログラムの利用状況

(単位:人)

年齢別	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害								0
知的障害		1	2			1		4
精神障害	1			3	5	1	1	11
手帳なし等			1					1
合 計	1	1	3	3	5	2	1	16

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用開始数	4	1	1	1	1	1		2	1	3	1	0	16
利用終了数						2	1	1		1	1	0	6
利用者数	4	5	6	7	8	7	6	7	8	10	10	10	

月別のステップアップの推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
就労継続支援B型への移行										1			1
就労移行支援への移行					1							1	2
就 職					1		1						2

4 職場体験実習

○ 職場体験実習の実施状況

	実習場所	実習内容	実習月	実習期間	実習人数
短時間型	杉並協働プラザ	参加受付、資料の準備等	5月	1日間	1人
体験型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等	8月	5日間	7人
			9月	5日間	
			10月	2日間	
			11月	4日間	
			12月	5日間	
			1月	1日間	
			2月	1日間	
	JA東京中央	農園での収穫、除草等	9月	1日間	1人
	ファーマーズマーケット荻窪	野菜、果物の袋詰め等	8月	2日間	1人
	スギコーデイサロン荻窪	テーブル拭き、食器洗浄等	6月	3日間	1人
	ゆうゆう西荻北館	利用受付、清掃等	7月	3日間	1人
ゆうゆう高井戸東館	利用受付、清掃等	8月	3日間	1人	
杉並協働プラザ	参加受付、資料の準備等	7月	1日間	1人	
コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	7月	1日間	3人	
		10月	2日間		
		1月	3日間		
実践型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等	7月	5日間	3人
			12月	10日間	
			2月	9日間	
	JA東京中央	農園での収穫、除草等	5～6月	10日間	1人
	杉並区社会福祉協議会	宛名シール貼り、会報発送等	5～6月	5日間	3人
			11～12月	5日間	
2～3月			4日間		
合 計				91日間	24人

5 企業の障害者雇用を促進するための支援

○ 職場見学会・説明会

実施日	令和6年8月29日(木)
見学者	福祉施設等関係機関の支援員、福祉施設等利用者、就労希望の障害者など
見学先	株式会社ワールドビジネスサポート
内 容	障害者が働いている様子の見学、人事担当者からの事業内容及び雇用状況の説明
参加人数	23人

実施日	令和7年1月22日(水)
見学者	福祉施設等関係機関の支援員、福祉施設等利用者、就労希望の障害者など
見学先	AKKODiSビジネスサポート株式会社
内 容	障害者が働いている様子の見学、人事担当者からの事業内容及び雇用状況の説明
参加人数	21人

6 企業の障害者雇用を促進するための支援

○ 杉並区障害者週間事業

実施期間	令和6年11月25日(月)～12月1日(日)
会 場	杉並区役所、セシオン杉並
内 容	施設及び支援内容や訓練内容を紹介するためのパネル展示及びスライド放映

7 障害者就労に関する情報等の普及啓発

① ワークサポートセミナー

実施日	令和7年3月6日(木)
参加者	福祉施設等関係機関の支援員、福祉施設等利用者、就労希望の障害者、障害者就労に関心がある方など
会 場	杉並区役所
内 容	第1部「株式会社ドミノ・ピザ・ジャパンの障害者雇用について」 第2部「障害者雇用の取り組みと今後の展望について～本人を交えて～」
講 師	株式会社ドミノ・ピザ・ジャパン HR部コンサルティング課 エキスパート ピザ生地の成型など業務で働いている障害者本人
参加人数	64人

② 発達障害者と家族の交流会

実施日	令和6年10月27日(日)
参加者	発達障害者とその家族
会 場	当事業団 会議室
内 容	親子のライフステージ(将来設計)について
講 師	知的・発達障害者のための集団・個別指導PASS 代表
参加人数	18人

③ 家族向けセミナー

実施日	令和7年3月25日(火)
参加者	就労を希望する障害者の家族、就労中の障害者の家族、福祉施設等関係機関の支援員など
会 場	当事業団 会議室
内 容	障害のある方の「親なきあと」将来のお金と暮らしについて
講 師	渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室 主宰
参加人数	31人

8 地域の関係機関との連携

○ 雇用支援ネットワーク会議

実施目標	支援体制づくりと支援の向上・強化	
開催日	内 容	参加人数
4月9日(火)	・新年度の開催の挨拶(杉並区障害者生活支援課長、杉並区障害者雇用支援事業団常務理事・事務局長) ・参加者の自己紹介 ・令和5年度の振り返り ・令和6年度実施計画の検討 ・ハローワーク求人票の送信希望の確認 ・各施設・機関の事業実施状況の報告	27人
5月14日(火)	・職場体験実習の利用者へのインタビュー ・令和6年度職場体験実習の説明 ・令和6年度実施計画の検討	22人
6月11日(火)	・就労に関して就労継続支援B型利用者(精神障害者)の希望と支援員の考えが 違う場合の事例検討とアセスメントシートの活用【ゆい企画】 ・企業見学会(8月及び1月予定)の検討	26人
7月9日(火)	・就労に関して就労継続支援B型利用者(知的障害者)の希望と支援員の考えが 違う場合の事例検討とアセスメントシートの活用【杉並いずみ】 ・企業見学会(8月予定)の説明	26人
8月29日(木)	・企業見学会【ワールドビジネスサポート】	23人
9月10日(火)	・就労移行支援事業所の事業説明 ・アセスメントを活用して就労継続支援B型から就労移行支援へ移行したケースの 事例検討【ウェルビー荻窪センター・SAKURA杉並センター】	22人
10月8日(火)	・退職して就労継続支援B型を利用したケースの事例検討とグループワーク 【ワークサポート杉並】 ・各事業所での困りごとと他機関との連携事例に関するグループワーク	17人
11月12日(火)	・支援者は就労できていると思っているが、本人にあまり就労意欲がない利用者の事例 検討とグループワーク【けやき亭】	21人
12月10日(火)	・支援者のメンタルヘルスに関する講演【河北総合病院心療科】 ・精神障害者との接し方や医療機関への対応などに関するアドバイス【河北総合 病院心療科】	29人
1月22日(水)	・企業見学会【AKKODiSビジネスサポート】	21人
3月11日(火)	・令和6年度の振り返り ・令和7年度実施計画の検討	16人

9 福祉施設等関係機関における就労促進の支援

① 支援者向けセミナー

実施日	令和6年12月10日(火)
参加者	福祉施設等関係機関の支援員
会 場	当事業団 会議室
内 容	支援者のメンタルヘルスに関する講演 精神障害者との接し方や医療機関への対応などに関するアドバイス
講 師	河北総合病院 心療科長
参加人数	29人

② 事業団職員による自主研修

実施日	令和6年7月23日(火)
参加者	事業団職員
会 場	当事業団 会議室
内 容	定着支援におけるアセスメントと支援のポイント 短時間雇用への取組 シニア世代の就労支援・定着支援への取組
講 師	東京障害者職業センター 障害者職業カウンセラー
参加人数	19人

実施日	令和6年11月5日(火)
参加者	事業団職員
会 場	当事業団 会議室
内 容	中野区障害者福祉事業団による就労支援の事例検討
講 師	中野区障害者福祉事業団 主任
参加人数	13人

実施日	令和7年3月14日(金)
参加者	事業団職員、福祉施設等関係機関の支援員
会 場	当事業団 会議室
内 容	就労選択支援事業に関する勉強会・意見交換
講 師	文京区障害者就労支援センター 所長
参加人数	34人

10 就労移行支援事業

① 就労移行支援事業の利用状況

(単位:人)

年齢別	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害		1						1
知的障害		2		2	2			6
精神障害			1	3	3	2	1	10
手帳なし等								0
合 計	0	3	1	5	5	2	1	17

月別の入所数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
入所者数	3		2		1							1	7

月別の退所数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
退所者数(就職を含む)	1	3		1	1	1				1	2	1	11

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数	13	12	11	11	11	10	9	9	9	9	8	7

② 就労移行支援事業からの就職状況

(単位:人)

年齢別	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害								0
知的障害				1	1			2
精神障害			2		2	1		5
手帳なし等								0
合 計	0	0	2	1	3	1	0	7

月別の就職数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
就職者数	1		3	1		1	1						7

11 就労定着支援事業

○ 就労定着支援事業の利用状況

(単位:人)

年齢別	15歳～ 17歳	18歳～ 20歳	21歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳 以上	合計
身体障害								0
知的障害			1		3	1		5
精神障害			1	1	1	1		4
手帳なし等								0
合 計			2	1	4	2		9

月別の利用数の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
利用開始数							2		3		1	1	7
利用終了数													0
利用者数	2	2	2	2	2	2	4	4	7	7	8	9	

12 団体会員 11団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	7	社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所
2	社会福祉法人 杉並希望の家	8	一般社団法人 ハミングバード t o r i d o r i
3	社会福祉法人 済美会 済美職業実習所	9	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所 にしおぎ館
4	社会福祉法人 済美会 ひまわり作業所	10	一般社団法人 ワークみらい 就労継続支援B型作業所 ワークみらい
5	社会福祉法人 虹旗社 杉並・あしたの会福祉作業所	11	特定非営利活動法人 TRY福祉会 就労継続支援B型作業所 ゆい企画
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター 就労継続支援B型事業所 チャレンジ		

13 賛助会員 3件

令和6年度

理事会・評議員会開催状況

I 理事会開催状況

開催日等		議案番号	件 名	結 果
第1回	令和6年 4月1日 [書面決議]	議案第1号 議案第2号	常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件について	原案決定 原案決定
第2回	令和6年 4月24日	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 報告事項(1) 報告事項(2) 報告事項(3)	令和5年度事業報告について 令和5年度決算報告について 評議員候補者の推薦について 令和6年度第1回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 就労移行支援事業の利用定員の変更について スタートアッププログラムの実施状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承
第3回	令和6年 10月22日	議案第7号 議案第8号 報告事項(1) 報告事項(2) 報告事項(3) 報告事項(4)	評議員候補者の推薦について 令和6年度第2回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 令和6年度上期の事業実績報告について スタートアッププログラムの実施状況について 就労移行支援事業の実施状況等について	原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承 報告了承
第4回	令和7年 3月21日	議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号	令和7年度事業計画について 令和7年度収支予算について 理事候補者の推薦について 常勤理事の報酬額に関する規則の一部改正について 令和6年度第3回評議員会の招集について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定

役員名簿

(令和7年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	備 考
理 事 長	白垣 学	杉並区副区長
副 理 事 長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会(杉並区身体障害者協会会長)
常 務 理 事	白井 教之	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理 事	谷川 順子	済美会理事長 済美福祉相談室代表
理 事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理 事	相澤 京美	(株)コモン計画研究所代表取締役
理 事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理 事	佐藤 慎祐	杉並産業協会会長
理 事	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
理 事	安藤 利貞	杉並区シルバー人材センター常務理事
理 事	井上 純良	杉並区保健福祉部長
監 事	佐藤 昭彦	日本公認会計士協会東京会杉並会会長
監 事	喜多川 和美	杉並区会計管理室長

Ⅱ 評議員会開催状況

開催日等		議案番号	件 名	結 果
第 1 回	令和 6 年 5 月 10 日	議案第 1 号	令和 5 年度決算報告について	原案決定
		議案第 2 号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項(1)	令和 5 年度事業報告について	報告了承
		報告事項(2)	就労移行支援事業の利用定員の変更について	報告了承
		報告事項(3)	スタートアッププログラムの実施状況について	報告了承
第 2 回	令和 6 年 10 月 29 日	議案第 3 号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項(1)	令和 6 年度上期の事業実績報告について	報告了承
		報告事項(2)	スタートアッププログラムの実施状況について	報告了承
		報告事項(3)	就労移行支援事業の実施状況等について	報告了承
第 3 回	令和 7 年 3 月 28 日	議案第 4 号	令和 7 年度事業計画について	原案決定
		議案第 5 号	令和 7 年度収支予算について	原案決定
		議案第 6 号	理事の選任について	原案決定

評議員名簿

(令和7年3月31日現在)

氏 名	備 考
森川 陽子	同愛会 杉並統括所長
山本 純也	ラルゴ 工房ラルゴ 管理者
小林 哲	東京都手をつなぐ育成会 杉並育成園すだちの里すぎなみ施設長
島本 禎子	あおば福社会 理事長
藤谷 恵美子	杉並区障害者団体連合会(杉並家族会 幹事)
猪股 恵	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会 副会長)
四童子 武司	杉並区障害者団体連合会(青空の会 副会長)
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部副会長 工業分科会 会長
金子 眞知子	杉並障害者福社会館運営協議会 副会長
中島 千恵美	杉並区民生委員児童委員協議会 和田堀地区副会長
澁谷 達雄	杉並区町会連合会 常任理事

令和 6 年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,227,397	29,344,371	△ 3,116,974
未収金	3,752,626	5,949,376	△ 2,196,750
流動資産合計	29,980,023	35,293,747	△ 5,313,724
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	479,885,423	479,878,024	7,399
定期預金	23,232,006	23,232,006	0
基本財産合計	503,117,429	503,110,030	7,399
(2) 特定資産			
公益事業運営対策積立資産	0	3,207,836	△ 3,207,836
特定資産合計	0	3,207,836	△ 3,207,836
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1,497,276	△ 1,497,275
リサイクル預託金	7,800	15,260	△ 7,460
その他固定資産合計	7,801	1,512,536	△ 1,504,735
固定資産合計	503,125,230	507,830,402	△ 4,705,172
資産合計	533,105,253	543,124,149	△ 10,018,896
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,064,077	7,222,132	△ 158,055
預り金	7,952,916	5,909,136	2,043,780
流動負債合計	15,016,993	13,131,268	1,885,725
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	15,016,993	13,131,268	1,885,725
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	503,117,429	503,110,030	7,399
指定正味財産合計	503,117,429	503,110,030	7,399
(うち基本財産への充当額)	(503,117,429)	(503,110,030)	(7,399)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(0)	(3,207,836)	(△ 3,207,836)
正味財産合計	518,088,260	529,992,881	△ 11,904,621
負債及び正味財産合計	533,105,253	543,124,149	△ 10,018,896

正 味 財 産 増 減 計 算 書

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,420	8,264	△ 844
基本財産受取利息振替額	2,847,401	2,699,710	147,691
基本財産運用益計	2,854,821	2,707,974	146,847
受取会費			
団体正会員受取会費	11,000	13,000	△ 2,000
賛助会員受取会費	14,000	14,000	0
受取会費計	25,000	27,000	△ 2,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	561,077	1,233,549	△ 672,472
受託事業収入	90,103,399	74,301,406	15,801,993
受取訓練等給付金	17,173,975	32,517,088	△ 15,343,113
受取利用者負担金	33,352	106,199	△ 72,847
事業収益計	107,871,803	108,158,242	△ 286,439
受取補助金等			
受取区補助金	14,975,287	15,779,082	△ 803,795
受取区サービス推進補助金	2,310,000	3,378,000	△ 1,068,000
受取区交通費等補助金	681,480	773,700	△ 92,220
受取施設臨時給付金	180,000	40,560	139,440
受取物価高騰緊急対策補助金	94,520	187,360	△ 92,840
受取補助金等計	18,241,287	20,158,702	△ 1,917,415
雑収益			
受取利息	25,997	534	25,463
雑収益	0	20,000	△ 20,000
雑収益計	25,997	20,534	5,463
経常収益計	129,018,908	131,072,452	△ 2,053,544
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,044,938	6,381,260	△ 1,336,322
給料手当	46,037,197	37,636,221	8,400,976
非常勤職員報酬	38,193,655	40,352,669	△ 2,159,014
通勤交通費	2,846,351	2,799,042	47,309
退職給付費用	2,373,350	1,200,000	1,173,350
福利厚生費	174,175	188,969	△ 14,794
法定福利費	15,437,592	14,990,849	446,743
旅費交通費	1,196,763	1,344,323	△ 147,560
通信運搬費	1,598,491	1,480,933	117,558
減価償却費	539,702	806,691	△ 266,989
消耗品費	1,858,668	2,018,526	△ 159,858
修繕費	238,689	583,404	△ 344,715
印刷製本費	338,690	261,250	77,440
燃料費	4,477	18,937	△ 14,460
光熱水料費	1,422,778	1,365,020	57,758
賃借料	1,668,171	1,898,136	△ 229,965
支払保険料	719,820	759,527	△ 39,707
諸謝金	997,400	1,588,700	△ 591,300
租税公課	6,992,000	5,699,200	1,292,800
支払負担金	479,450	223,952	255,498
委託費	9,356,115	8,567,693	788,422

図書費	17,055	37,870	△ 20,815
訓練奨励金	40,000	45,000	△ 5,000
支払報酬	244,800	244,800	0
支払利用者工賃	356,442	711,022	△ 354,580
外注加工費	122,063	383,768	△ 261,705
支払交通費給付金	355,280	353,700	1,580
支払給食費給付金	326,200	460,560	△ 134,360
雑費	299,394	322,535	△ 23,141
事業費計	139,279,706	132,724,557	6,555,149
管理費			
役員報酬	573,522	675,860	△ 102,338
非常勤職員報酬	175,810	165,094	10,716
通勤交通費	14,744	7,360	7,384
福利厚生費	941	994	△ 53
法定福利費	177,778	178,944	△ 1,166
旅費交通費	523	37	486
通信運搬費	34,800	33,934	866
減価償却費	28,404	40,297	△ 11,893
消耗品費	38,686	38,986	△ 300
修繕費	0	12,685	△ 12,685
印刷製本費	618,530	285,230	333,300
光熱水料費	44,003	42,218	1,785
賃借料	38,529	45,080	△ 6,551
諸謝金	18,000	27,000	△ 9,000
租税公課	112,675	64,276	48,399
委託費	262,539	254,856	7,683
図書費	81,240	64,200	17,040
会議費	15,918	16,200	△ 282
渉外交流費	8,660	16,276	△ 7,616
雑費	126,751	103,321	23,430
管理費計	2,372,053	2,072,848	299,205
経常費用計	141,651,759	134,797,405	6,854,354
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,632,851	△ 3,724,953	△ 8,907,898
当期経常増減額	△ 12,632,851	△ 3,724,953	△ 8,907,898
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
車両運搬具売却益	720,831	0	720,831
経常外収益計	720,831	0	720,831
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
固定資産除却損	0	263,884	△ 263,884
経常外費用計	0	263,884	△ 263,884
当期経常外増減額	720,831	△ 263,884	984,715
税引前当期一般正味財産増減額	△ 11,912,020	△ 3,988,837	△ 7,923,183
当期一般正味財産増減額	△ 11,912,020	△ 3,988,837	△ 7,923,183
一般正味財産期首残高	26,882,851	30,871,688	△ 3,988,837
一般正味財産期末残高	14,970,831	26,882,851	△ 11,912,020
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,854,800	2,715,057	139,743
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 2,847,401	△ 2,699,710	△ 147,691
当期指定正味財産増減額	7,399	15,347	△ 7,948
指定正味財産期首残高	503,110,030	503,094,683	15,347
指定正味財産期末残高	503,117,429	503,110,030	7,399
III 正味財産期末残高	518,088,260	529,992,881	△ 11,904,621

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	7,420	0	7,420
基本財産受取利息振替額	0	2,847,401	0	2,847,401
基本財産運用益計	0	2,854,821	0	2,854,821
受取会費				
団体正会員受取会費	11,000	0	0	11,000
賛助会員受取会費	14,000	0	0	14,000
受取会費計	25,000	0	0	25,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	580,827	0	△ 19,750	561,077
受託事業収入	90,103,399	0	0	90,103,399
受取訓練等給付金	17,173,975	0	0	17,173,975
受取利用者負担金	33,352	0	0	33,352
事業収益計	107,891,553	0	△ 19,750	107,871,803
受取補助金等				
受取区補助金	14,975,287	0	0	14,975,287
受取区サービス推進補助金	2,310,000	0	0	2,310,000
受取区交通費等補助金	681,480	0	0	681,480
受取施設臨時給付金	180,000	0	0	180,000
受取物価高騰緊急対策補助金	94,520	0	0	94,520
受取補助金等計	18,241,287	0	0	18,241,287
雑収益				
受取利息	2,405	23,592	0	25,997
経常収益計	126,160,245	2,878,413	△ 19,750	129,018,908
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,044,938	0	0	5,044,938
給料手当	46,037,197	0	0	46,037,197
非常勤職員報酬	38,193,655	0	0	38,193,655
通勤交通費	2,846,351	0	0	2,846,351
退職給付費用	2,373,350	0	0	2,373,350
福利厚生費	174,175	0	0	174,175
法定福利費	15,437,592	0	0	15,437,592
旅費交通費	1,196,763	0	0	1,196,763
通信運搬費	1,598,491	0	0	1,598,491
減価償却費	539,702	0	0	539,702
消耗品費	1,858,668	0	0	1,858,668
修繕費	238,689	0	0	238,689
印刷製本費	338,690	0	0	338,690
燃料費	4,477	0	0	4,477
光熱水料費	1,422,778	0	0	1,422,778
賃借料	1,668,171	0	0	1,668,171
支払保険料	719,820	0	0	719,820
諸謝金	997,400	0	0	997,400
租税公課	6,992,000	0	0	6,992,000
支払負担金	479,450	0	0	479,450
委託費	9,375,865	0	△ 19,750	9,356,115

図書費	17,055	0	0	17,055
訓練奨励金	40,000	0	0	40,000
支払報酬	244,800	0	0	244,800
支払利用者工賃	356,442	0	0	356,442
外注加工費	122,063	0	0	122,063
支払交通費給付金	355,280	0	0	355,280
支払給食費給付金	326,200	0	0	326,200
雑費	299,394	0	0	299,394
事業費計	139,299,456	0	△ 19,750	139,279,706
管理費				
役員報酬	0	573,522	0	573,522
非常勤職員報酬	0	175,810	0	175,810
通勤交通費	0	14,744	0	14,744
福利厚生費	0	941	0	941
法定福利費	0	177,778	0	177,778
旅費交通費	0	523	0	523
通信運搬費	0	34,800	0	34,800
減価償却費	0	28,404	0	28,404
消耗品費	0	38,686	0	38,686
印刷製本費	0	618,530	0	618,530
光熱水料費	0	44,003	0	44,003
賃借料	0	38,529	0	38,529
諸謝金	0	18,000	0	18,000
租税公課	0	112,675	0	112,675
委託費	0	262,539	0	262,539
図書費	0	81,240	0	81,240
会議費	0	15,918	0	15,918
渉外交流費	0	8,660	0	8,660
雑費	0	126,751	0	126,751
管理費計	0	2,372,053	0	2,372,053
経常費用計	139,299,456	2,372,053	△ 19,750	141,651,759
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 13,139,211	506,360	0	△ 12,632,851
当期経常増減額	△ 13,139,211	506,360	0	△ 12,632,851
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益	684,791	36,040	0	720,831
経常外収益計	684,791	36,040	0	720,831
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	684,791	36,040	0	720,831
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,454,420	542,400	0	△ 11,912,020
当期一般正味財産増減額	△ 12,454,420	542,400	0	△ 11,912,020
一般正味財産期首残高	—	—	—	26,882,851
一般正味財産期末残高	—	—	—	14,970,831
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	2,854,800	0	2,854,800
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	△ 2,847,401	0	△ 2,847,401
当期指定正味財産増減額	0	7,399	0	7,399
指定正味財産期首残高	—	—	—	503,110,030
指定正味財産期末残高	—	—	—	503,117,429
III 正味財産期末残高	—	—	—	518,088,260

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
車両運搬具、什器備品・・・定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,878,024	7,399	0	479,885,423
定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
小 計	503,110,030	7,399	0	503,117,429
特定資産				
公益事業運営対策積立資産	3,207,836	0	3,207,836	0
小 計	3,207,836	0	3,207,836	0
合 計	506,317,866	7,399	3,207,836	503,117,429

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味 財産からの充当 額）	（うち一般正味 財産からの充当 額）	（うち負債に対応 する額）
基本財産				
投資有価証券	479,885,423	(479,885,423)	(0)	—
定期預金	23,232,006	(23,232,006)	(0)	—
合 計	503,117,429	(503,117,429)	(0)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。
(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,365,470	1,365,469	1

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
福岡市公募公債 2019年第3回	100,000,000	80,530,000	△ 19,470,000
第174回利付国債	79,885,423	63,336,000	△ 16,549,423
千葉県公募公債 第31回	100,000,000	76,070,000	△ 23,930,000
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	75,660,000	△ 24,340,000
神奈川県第52回公募公債	100,000,000	83,844,400	△ 16,155,600
合 計	479,885,423	379,440,400	△ 100,445,023

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	654,918	16,225,000	15,630,205	1,249,713	流動負債
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	614,000	2,480,000	2,924,000	170,000	流動負債
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	△ 154,000	681,910	681,480	△ 153,570	流動資産
区障害者施設等物価高騰対策臨時給付金	杉並区	△ 19,500	19,500	0	0	—
都非常用電源等整備促進事業補助金	東京都	0	0	180,000	△ 180,000	流動資産
都障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	東京都	△ 93,680	93,680	94,520	△ 94,520	流動資産
合 計		1,001,738	19,500,090	19,510,205	991,623	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除（基本財産受取利息）	2,847,401

附 属 明 細 書

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,878,024	7,399	0	479,885,423
	定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
	基本財産計	503,110,030	7,399	0	503,117,429
特定資産	公益事業運営対策積立資産	3,207,836	0	3,207,836	0
	特定資産計	3,207,836	0	3,207,836	0
その他固定資産	車両運搬具	1,497,276	0	1,497,275	1
	リサイクル預託金	15,260	0	7,460	7,800
	その他固定資産計	1,512,536	0	1,504,735	7,801

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

財 産 目 録
令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金 預金	手元保管現金	運転資金	294,437
		普通預金		
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	22,727,539
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	449,370
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	2,756,051
		東京都国民健康保険団体連合会他	訓練等給付金（2・3月分）	2,552,453
		第3回福岡市公募公債等	基本財産である債券の経過利息	733,210
		杉並区	令和6年度交通費、給食費補助金 1月～3月分	153,570
		東京都	令和6年度物価高騰対策支援給付 金等	274,520
		茂原印刷(株)	軽作業事業収入（3月分）	31,000
その他 3件	利用者負担金（3月分）等	7,873		
流動資産合計			29,980,023	
(固定資産) 基本財産	投資有価 証券	福岡市公募公債2019年第3回	管理業務用財産であり、運用益 を管理費の財源として使用して いる。	100,000,000
		第174回利付国債	同上	79,885,423
		千葉県公募公債 第31回	同上	100,000,000
		第95回地方公共団体金融機構債券	同上	100,000,000
		神奈川県第52回公募公債	同上	100,000,000
		西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000
		東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000
		山梨中央銀行 荻窪支店	同上	3,232,006
	定期預金			
その他固定資 産	車両運搬 具	軽自動車	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	1
	リサイク ル預託金	軽自動車	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	7,800
固定資産合計			503,125,230	
資産合計			533,105,253	

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びパートタイ マ報酬 3月分	782,333
		杉並年金事務所	社会保険料 3月分	879,054
		杉並区	建物管理委託費 12月～3月分	1,662,065
		杉並区	光熱水費 12月～3月分	514,354
		(有)ボトムライン	ホームページ管理運営委託 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	1,804
		和泉ビジネスマシン(株)	コピーチャージ料他 3月分	92,149
		サイボウズ(株)	officeスタンダードコース 3月分	20,405
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 3月分	3,494
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	76,419
		ニフティ(株)	インターネット他使用料 2,3月分	103,149
		(株)LITALICO	事業所運営サポートパック 3月分	27,280
		杉並税務署	未払消費税額	2,691,600
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月～3月分	153,570
		訓練生	軽作業工賃 3月分	26,557
		訓練生	実習奨励金 3月分	3,000
		その他 3件	福利厚生サービス入会金等	2,534
	預り金	杉並区	令和6年度杉並区補助金返還金	1,249,713
		杉並区	令和6年度就労支援センター事業受託 料運営費返還金	6,498,601
		杉並区	令和6年度サービス推進事業補助 金返還金	170,000
		杉並年金事務所	社会保険料	33,852
		(一財)東京広域勤労者サービスセンター	職員会費	750
流動負債合計			15,016,993	
固定負債合計			0	
負債合計			15,016,993	
正味財産			518,088,260	

令和6年度

監 査 報 告 書

令和7年4月17日

監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

理事長 白 垣 学 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監 事 佐 藤 昭 彦

監 事 喜 多 川 和 美

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法

人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会

の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 会員

(会員)

第 4 7 条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 8 条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 4 9 条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 3 章 補則

(委任)

第 5 0 条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成 2 5 年 8 月 3 0 日から施行する。

令和 7 年 度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

目 次

令和 7 年度事業計画書	-----	1
令和 7 年度収支予算書	-----	9

令和7年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

事業計画書

I 基本方針

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団（以下「事業団」という。）は、事業団の設立目的である「就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与すること」の実現に向けて、以下の基本的考え方に基づき、各種事業を実施するものとする。

【基本的考え方】

- 1 「ワークサポート杉並事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」で計画化した取組の着実な実施を図り、数値目標の達成を目指す。
- 2 相談業務や各支援業務の実施にあたっては、利用者一人ひとりの障害特性や多様性に適切に配慮し、利用者本位のサービス提供を行う。
- 3 国や東京都、杉並区（以下「区」という。）の制度改正をはじめ、障害者雇用を取り巻く環境変化に的確に対応する。

重点的な取組としては、昨年度から開始した重度障害者等を対象とする「スタートアッププログラム」の訓練プログラムを利用者の特性や状況に応じて内容の充実を図るとともに、企業等に対する週20時間未満勤務の短時間雇用を中心とした職場開拓の取組を強化する。また、本年10月から開始予定の「就労選択支援」事業の実施に向けて、必要な検討と調整を行い、円滑な事業開始を目指す。

なお、各種事業の実施にあたっては、区の障害者就労における中核的な役割を担う機関として、障害者福祉施設や医療機関等の関係機関と連携・協働して取り組むとともに、常に点検・見直しを行い、効率的・効果的な事業執行に努めるものとする。また、事業の推進を支える職員のワーク・ライフ・バランスの充実と健康管理に留意するとともに、人材育成計画に基づいて職員の意欲と能力のより一層の向上を図ることとする。

Ⅱ 事業計画

第1号事業 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

事業名・事業概要		規模等	
1 就労相談			
(1) 相談業務 就労希望や就労中の障害者等に対し、安定した職業生活を送るため、就労に関する情報提供をはじめ、日常生活面を含めた幅広い相談業務を行う。 (2) 相談体制の充実【事業推進プラン】 ○ 重度障害者や精神障害者等(以下「重度障害者等(※)」)というからの相談に対応するために、重度障害者等を対象としたスタートアッププログラムの利用を推奨するとともに、希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案し、障害の多様化に対応した相談を実施する。 ○ また、定着支援事業利用者の増加に対応するために、平日の相談時間の延長と土曜相談を継続実施する。 (※)重度障害者等 ①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者 ②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者 ③精神障害者(主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者) ④短時間雇用を希望する精神障害者 ⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等		電話等 8,000件 来所 1,500件 訪問等 2,500件 利用推奨人数 24人 【平日の相談時間の延長】 実施日 毎週木曜日 実施時間 19時まで 【土曜相談】 実施日 毎月第2土曜日 実施時間 9時～16時	
2 利用者に対する就労・生活支援及び定着支援			
(1) 就労・生活支援 ハローワークや相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに必要な生活支援を一体的に行う。 (2) 定着支援 就職後は安定して働き続けられるよう、電話相談・面談・職場訪問等の定着支援を行う。 (3) 困難ケースへの対応力の向上 通常の体制では支援が困難なケースについて、医療機関や福祉施設関係機関等のアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有と支援スキルの向上を図る。		新規登録者数 100人 登録者数累計 1,500人 新規就職者数 70人 定着支援対象者数 850人 随時実施	
3 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プラン】			
○ 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施し、アセスメントを通じて、重度障害者等への対応の工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握する。 ○ 把握したアセスメントに基づき、仕事のマッチングや企業へのアピール、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等へつなげる。		実施人数 10人	

事業名・事業概要		規模等	
4 重度障害者等を対象とするスタートアッププログラム 【事業推進プラン】			
短時間勤務を含む就労を希望する重度障害者等を対象に、生活リズムを整えて安定した通所に繋げるとともに、障害特性に配慮した訓練プログラムを提供するなど、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら様々なプログラムを実施する。		利用者数	12人
		利用期間	原則6か月 最長1年
		利用日数	週2日程度
		実施時間	10時～16時
		一日あたりの利用定員	4人
5 職場体験実習			
就労を希望する福祉施設利用者等を対象に、就職への意欲の向上を図るために、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等で職場体験実習を実施する。		実施人数	55人
6 安心して働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援			
(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施【事業推進プラン】 働いている精神障害者及び発達障害者を対象とする交流セミナーにより、働き続けるためのコツや将来的に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設けるとともに、当事者同士による情報共有の場を提供する。		【精神障害者交流セミナー】 実施回数	年2回
		【発達障害者交流セミナー】 実施回数	年2回
(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施 【事業推進プラン】 働いている知的障害者を対象に、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図る。		【ワクサポ広場】 実施回数 実施日 実施時間	年10回 毎月第3金曜日 18時30分～20時
		【知的障害者交流会】 実施回数	年2回

第2号事業 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

事業名・事業概要		規模等	
1 障害者雇用に関する情報の提供			
(1) 企業向けリーフレットの作成 企業による障害者雇用を推進するため、障害者雇用制度のほか障害特性や対応方法などの内容を盛り込んだリーフレットを作成し、区内企業等に配布する。		作成部数	100部
(2) 企業との個別相談 障害者を雇用している事業者やこれから障害者を雇用する意向のある事業者からの相談を受け、障害者の職場定着や新規雇用に関する助言、その他の援助を行う。		相談件数	2,500件
2 職場開拓の実施【事業推進プラン】			
○ 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する配慮事項や活用できる障害者雇用制度などを説明する。		訪問企業数	25社
○ 重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を実施する。		開拓企業数	2社
○ ハローワークと連携して障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先を開拓する。			
3 企業の障害者雇用を推進するための支援			
(1) 職場見学会・説明会の実施【事業推進プラン】 利用登録者や福祉施設等関係機関の利用者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設ける。		実施回数	年3回
(2) 企業に対する訓練見学会の実施【事業推進プラン】 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者と交流する場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などを理解、共有できるよう働きかける。		随時実施	
(3) 企業同士による情報交換会の実施【事業推進プラン】 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施する。		随時実施	

第3号事業 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発

事業名・事業概要		規模等	
1 障害者就労に関する情報等の収集			
(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関による連絡会に参加し、障害者の就労状況や障害者の就労支援に関する情報等を収集する。			年4回
(2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集する。		障害者雇用連絡会議等参加	
2 障害者就労に関する情報等の提供			
(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行し、障害者就労に関する情報提供と情報発信の充実を図る。		1回あたりの部数 発行回数	1,300部 年4回
(2) ホームページによる情報発信 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、内容の充実を図る。		随時更新	
(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団事業の広報活動を行う。		杉並区障害者週間事業、 特別支援学校での説明会等	
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発			
(1) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で就職準備フェアを開催し、障害者の就労と企業による雇用の促進を図る。		実施回数	年1回
(2) ワークサポートセミナーの実施 障害者就労や障害者雇用等をテーマとするセミナーを開催し、広く障害者就労に関する理解を深める。		実施回数	年1回
(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プラン】 働いている発達障害者及びその家族のための交流会を開催し、情報共有の場を提供する。		実施回数	年1回
(4) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プラン】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族対象のセミナーを開催し、家族同士の意見交換の場を提供する。		実施回数	年1回
4 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析			
国の検討会議や他自治体等における施策、他の就労支援機関や障害者雇用推進企業等による支援方法に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図る。		随時実施	
5 利用登録者を対象としたアンケート調査の実施			
よりの確な就労支援及び定着支援の方法を検討するとともに、事業推進プラン改定の基礎資料とするため、利用登録者に対するアンケート調査を実施する。		調査対象	約1,450人

第4号事業 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

事業名・事業概要	規模等
1 地域の関係機関との連携	
(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プラン】 障害当事者の意見を直接聞いて、支援の取組に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い、共有できる場を提供することにより、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図る。 (2) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プラン】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場などにおいて、障害者地域相談支援センター「すまいる」から、働きながら使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を受けられる場を提供する。 (3) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プラン】 ○ 精神障害者一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して、保健センターとの情報共有を図り、連携を強化する。 ○ 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方や就労支援などに関して、高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化する。 (4) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プラン】 ○ 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、主治医との連携を強化する。 ○ 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害や発達障害など、様々な障害や症状を抱えた方とその家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に反映する。 (5) 特別支援学校等との連携の強化 特別支援学校への学校訪問や生徒が行う採用前の職場実習への同行などを実施し、スムーズな定着支援につなげる。	実施回数 年12回 実施回数 年3回 随時実施 随時実施 随時実施
2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援	
(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報提供等及び連携の促進【事業推進プラン】 ○ 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行う。 ○ 重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設等の関係機関との連携を促進する。 (2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けた障害者就労に関するセミナーを開催し、支援スキルの向上を図る。	随時実施 実施回数 年1回

[illegible]

令和 7 年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

収 支 予 算 書

令和7年度 収支予算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	34,000	7,000	27,000
基本財産受取利息振替額	2,851,000	2,851,000	0
基本財産運用益計	2,885,000	2,858,000	27,000
受取会費			
団体会員受取会費	13,000	13,000	0
賛助会員受取会費	14,000	15,000	△ 1,000
受取会費計	27,000	28,000	△ 1,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	867,000	903,500	△ 36,500
受託事業収入	102,767,000	96,602,000	6,165,000
受取訓練等給付金	27,490,000	28,424,000	△ 934,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	20,000	100,000	△ 80,000
事業収益計	131,244,000	126,129,500	5,114,500
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	20,000	0
受取区補助金	15,376,000	16,225,000	△ 849,000
受取区サービス推進費補助金	2,040,000	3,507,000	△ 1,467,000
受取区交通費等補助金	688,000	1,051,000	△ 363,000
受取補助金計	18,124,000	20,803,000	△ 2,679,000
雑収益			
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	7,000	7,000	0
雑収益計	9,000	9,000	0
経常収益計	152,289,000	149,827,500	2,461,500
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	5,131,000	6,426,000	△ 1,295,000
給料手当	55,110,000	53,861,000	1,249,000
非常勤職員報酬	34,711,000	35,083,000	△ 372,000
通勤交通費	2,977,000	3,291,000	△ 314,000
退職給付費用	2,520,000	2,634,000	△ 114,000
福利厚生費	335,000	274,000	61,000
法定福利費	17,872,000	17,450,000	422,000
旅費交通費	1,582,000	1,726,000	△ 144,000
通信運搬費	1,734,000	1,443,000	291,000
減価償却費	0	589,000	△ 589,000
消耗品費	1,392,000	1,306,000	86,000
修繕費	485,000	460,000	25,000
印刷製本費	322,000	270,000	52,000
燃料費	30,000	41,000	△ 11,000
光熱水料費	1,901,000	1,901,000	0
賃借料	2,142,000	1,842,000	300,000
支払保険料	846,000	776,000	70,000
諸謝金	2,394,000	2,163,000	231,000
租税公課	7,742,000	7,214,000	528,000
支払負担金	446,000	327,000	119,000
委託費	9,928,000	10,571,000	△ 643,000
図書費	28,000	28,000	0

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	0	10,000	△ 10,000
訓練奨励金	60,000	60,000	0
支払報酬	0	245,000	△ 245,000
支払利用者工賃	480,000	280,000	200,000
外注加工費	246,000	434,000	△ 188,000
施設外就労作業工賃	20,000	100,000	△ 80,000
支払交通費給付金	306,000	467,000	△ 161,000
支払給食費給付金	382,000	584,000	△ 202,000
雑費	331,000	394,000	△ 63,000
事業費計	151,453,000	152,250,000	△ 797,000
管理費			
役員報酬	774,000	842,000	△ 68,000
非常勤職員報酬	177,000	165,000	12,000
通勤交通費	15,000	14,000	1,000
退職給付費用	0	6,000	△ 6,000
福利厚生費	5,000	5,000	0
法定福利費	202,000	177,000	25,000
旅費交通費	2,000	2,000	0
通信運搬費	32,000	34,000	△ 2,000
減価償却費	0	18,000	△ 18,000
消耗品費	33,000	29,000	4,000
修繕費	1,000	0	1,000
印刷製本費	394,000	652,000	△ 258,000
光熱水料費	59,000	59,000	0
賃借料	47,000	43,000	4,000
諸謝金	27,000	24,000	3,000
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	291,000	288,000	3,000
図書費	89,000	79,000	10,000
会議費	40,000	40,000	0
渉外交流費	15,000	20,000	△ 5,000
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	2,375,000	2,669,000	△ 294,000
経常費用計	153,828,000	154,919,000	△ 1,091,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,539,000	△ 5,091,500	3,552,500
当期経常増減額	△ 1,539,000	△ 5,091,500	3,552,500
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,539,000	△ 5,091,500	3,552,500
一般正味財産期首残高	26,882,851	30,871,688	△ 3,988,837
一般正味財産期末残高	25,343,851	25,780,188	△ 436,337
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	2,851,000	2,851,000	0
一般正味財産への振替額	△ 2,851,000	△ 2,851,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	503,110,030	503,094,683	15,347
指定正味財産期末残高	503,110,030	503,094,683	15,347
III 正味財産期末残高	528,453,881	528,874,871	△ 420,990

令和7年度 収支予算書内訳表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	34,000	0	34,000
基本財産受取利息振替額	0	2,851,000	0	2,851,000
基本財産運用益計	0	2,885,000	0	2,885,000
受取会費				
団体会員受取会費	13,000	0	0	13,000
賛助会員受取会費	14,000	0	0	14,000
受取会費計	27,000	0	0	27,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	867,000	0	0	867,000
受託事業収入	102,767,000	0	0	102,767,000
受取訓練等給付金	27,490,000	0	0	27,490,000
受取利用者負担金	100,000	0	0	100,000
施設外就労業務事業収入	20,000	0	0	20,000
事業収益計	131,244,000	0	0	131,244,000
受取補助金				
受取国庫補助金	20,000	0	0	20,000
受取区補助金	15,376,000	0	0	15,376,000
受取区サービス推進費補助金	2,040,000	0	0	2,040,000
受取区交通費等補助金	688,000	0	0	688,000
受取補助金計	18,124,000	0	0	18,124,000
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	2,000
雑収益	4,000	3,000	0	7,000
雑収益計	5,000	4,000	0	9,000
経常収益計	149,400,000	2,889,000	0	152,289,000
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	5,131,000	0	0	5,131,000
給料手当	55,110,000	0	0	55,110,000
非常勤職員報酬	34,711,000	0	0	34,711,000
通勤交通費	2,977,000	0	0	2,977,000
退職給付費用	2,520,000	0	0	2,520,000
福利厚生費	335,000	0	0	335,000
法定福利費	17,872,000	0	0	17,872,000
旅費交通費	1,582,000	0	0	1,582,000
通信運搬費	1,734,000	0	0	1,734,000
消耗品費	1,392,000	0	0	1,392,000
修繕費	485,000	0	0	485,000
印刷製本費	322,000	0	0	322,000
燃料費	30,000	0	0	30,000
光熱水料費	1,901,000	0	0	1,901,000
賃借料	2,142,000	0	0	2,142,000
支払保険料	846,000	0	0	846,000
諸謝金	2,394,000	0	0	2,394,000
租税公課	7,742,000	0	0	7,742,000
支払負担金	446,000	0	0	446,000
委託費	9,928,000	0	0	9,928,000
図書費	28,000	0	0	28,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計	内部取 引消去	合 計
訓練奨励金	60,000	0	0	60,000
支払利用者工賃	480,000	0	0	480,000
外注加工費	246,000	0	0	246,000
施設外就労作業工賃	20,000	0	0	20,000
支払交通費給付金	306,000	0	0	306,000
支払給食費給付金	382,000	0	0	382,000
雑費	331,000	0	0	331,000
事業費計	151,453,000	0	0	151,453,000
管理費				
役員報酬	0	774,000	0	774,000
非常勤職員報酬	0	177,000	0	177,000
通勤交通費	0	15,000	0	15,000
福利厚生費	0	5,000	0	5,000
法定福利費	0	202,000	0	202,000
旅費交通費	0	2,000	0	2,000
通信運搬費	0	32,000	0	32,000
消耗品費	0	33,000	0	33,000
修繕費	0	1,000	0	1,000
印刷製本費	0	394,000	0	394,000
光熱水料費	0	59,000	0	59,000
賃借料	0	47,000	0	47,000
諸謝金	0	27,000	0	27,000
租税公課	0	72,000	0	72,000
委託費	0	291,000	0	291,000
図書費	0	89,000	0	89,000
会議費	0	40,000	0	40,000
渉外交流費	0	15,000	0	15,000
雑費	0	100,000	0	100,000
管理費計	0	2,375,000	0	2,375,000
経常費用計	151,453,000	2,375,000	0	153,828,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,053,000	514,000	0	△ 1,539,000
当期経常増減額	△ 2,053,000	514,000	0	△ 1,539,000
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,053,000	514,000	0	△ 1,539,000
一般正味財産期首残高	—	—	0	26,882,851
一般正味財産期末残高	—	—	0	25,343,851
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	2,851,000	0	2,851,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,851,000	0	△ 2,851,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	—	—	0	503,110,030
指定正味財産期末残高	—	—	0	503,110,030
Ⅲ 正味財産期末残高	—	—	0	528,453,881

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入の予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

